

# 山梨県公報

第千五百六十一号

平成十七年

四月十一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

使用料の収納事務の委託(四件)……………一六七

### 公告

松くい虫駆除命令内容の公表……………一六八

### 正誤

平成十七年三月二十二日付け号外第十一号中(二件)……………一六八

## 告示

### 山梨県告示第二百三十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

#### 二 委託に係る使用料

山梨県立八ヶ岳少年自然の家の使用料

#### 三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百三十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 委託の相手方

南巨摩郡身延町切石三百五十番地 身延町

#### 二 委託に係る使用料

山梨県立なかとみ青少年自然の里の使用料

#### 三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百三十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 委託の相手方

北都留郡上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市

#### 二 委託に係る使用料

山梨県立ゆずりはら青少年自然の里の使用料

#### 三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

### 山梨県告示第二百三十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十七年四月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

#### 一 委託の相手方

甲府市川田町五百十七番地 財団法人山梨県青少年協会

#### 二 委託に係る使用料

山梨県立科学館の入館料及び観覧料

#### 三 委託の期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

# 公 告

## ● 松くい虫駆除命令内容の公表

森林病害虫等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定により、次のとおり駆除命令を行うので、同条第四項において準用する同法第三条第五項の規定により公表する。

平成十七年四月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

### 一 区域及び期間

#### 1 区域

塩山市の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係図書を山梨県森林環境部森林整備課及び峡東地域振興局林務環境部に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 期間

平成十七年五月一日から同月八日まで

### 二 森林病害虫等の種類

松くい虫

### 三 行うべき措置の内容

1 松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、当該樹木に薬剤を散布し、当該樹木を薬剤によりくん蒸し、又は当該樹木をはく皮したうえ、当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

2 松の伐採跡地であつて、松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布し、又は当該根株をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

3 松くい虫が付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布し、当該伐採木等を薬剤によりくん蒸し、又は当該伐採木等をはく皮したうえ、松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

### 四 命令をしようとする理由

一 の1の区域及びその周辺の松林において前年度中に松くい虫による被害が発生していること並びに本年度における気象条件及び松くい虫による被害の発生状況にかんがみ、三に掲げる措置を行わなければならない松くい虫による被害が異常にまん延し、一の1の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

### 五 その他必要な事項

- 三に掲げる措置について、薬剤を使用する場合は、森林病害虫防除員の指示に従うこと。
- 三に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、3により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- 三に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに、峡東地域振興局を経由して知事に提出するものとし、その提出があつたときは、知事は、当該申請者が三に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、及び損失補償金を交付する。
- 知事は、三の1に規定する樹木、三の2に規定する伐採跡地又は三の3に規定する伐採木等を所有し、又は管理する者が、一の2に定める期間内に三に掲げる措置を行わないとき、行つても十分でないとき、又は行つて見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことができる。
- 知事は、4の措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、三に掲げる措置を行うべき者が自ら当該措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

## 正 誤

ページ	段	行	誤	正
二	上	終わりから二	山口	山口

平成十七年三月二十二日山梨県告示第四百二十二号（町の区域設定）

平成十七年三月二十二日山梨県告示第四百十三号（字の名称変更）

同二

同下  
同八

下萩原  
三富下萩原

下萩原  
三富下萩原

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番